

厚生労働省における政策評価に関する基本計画 (第5期)

令和4年3月24日
厚生労働省

令和5年3月29日一部変更

厚生労働省における政策評価に関する基本計画 (第5期)

目 次

- 第1 基本的な考え方
- 第2 計画期間
- 第3 政策評価の実施に関する方針
 - 1 政策評価の実施に関する基本的な考え方
 - 2 政策体系
 - 3 政策評価の実施方式
- 第4 政策評価の観点に関する事項
 - 1 必要性
 - 2 効率性
 - 3 有効性
 - 4 公平性
 - 5 優先性
- 第5 政策効果の把握に関する事項
 - 1 政策効果の把握方法
 - 2 政策効果の把握に当たっての留意点
- 第6 事前評価の実施に関する事項
 - 1 個々の研究開発
 - 2 個々の公共的な建設の事業
 - 3 個々の政府開発援助
 - 4 規制の新設等を目的とする政策
 - 5 租税特別措置等の新設等を目的とする政策
- 第7 事後評価の実施に関する事項
 - 1 事後評価の対象とする政策及び評価方式
 - 2 モニタリングの実施
- 第8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
 - 1 学識経験者等の知見の活用に関する基本的な考え方

- 2 政策評価に関する有識者会議
 - 3 政策評価に関する有識者会議ワーキンググループ
- 第9 政策評価の結果の政策への反映に関する事項
- 1 評価結果の反映
 - 2 反映状況の報告及び公表
- 第10 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公開に関する事項
- 1 公表内容・方法
 - 2 有識者会議及びワーキンググループに関する情報の公表
 - 3 国民の意見・要望の受付
- 第11 政策評価の実施体制に関する事項
- 第12 その他政策評価の実施に関し必要な事項
- 1 政策評価の継続的改善
 - 2 職員の人材の確保及び資質の向上
 - 3 地方公共団体等との連携・協力
 - 4 基本計画の改正
 - 5 実施計画、厚生労働省における政策評価実施要領
- 別紙 政策体系（基本目標、施策大目標及び施策目標）

厚生労働省における政策評価に関する基本計画 (第5期)

第1 基本的な考え方

政策評価については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）が平成14年4月に施行され、厚生労働省においても、これに基づき政策評価を実施してきたところである。

この間、国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）の徹底や国民本位の効率的で質の高い行政の実現、国民的視野に立った成果（アウトカム）重視の行政への転換等を目的として、政策評価を実施してきたところであるが、今後、厚生労働省の各政策が国民生活の質の一層の向上に貢献できるよう、政策評価の充実や改善を図っていく必要がある。

今般策定する「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第5期）」（以下「基本計画」という。）は、法第6条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、厚生労働省が実施する政策評価について、その評価の観点、政策効果の把握の手法、事前評価及び事後評価の対象とする政策など評価の実施に関する基本的事項を明らかにするものである。

第2 計画期間

基本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

第3 政策評価の実施に関する方針

1 政策評価の実施に関する基本的な考え方

厚生労働省においては、政策の質の向上、政策形成能力の向上や職員の意識改革等を図るため、政策評価を、政策（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望を含む。）の企画立案【Plan】－実施【Do】－評価【Check】－見直し・改善【Action】を主要な要素とする政策のマネジメント・サイクルの中に明確に組み込み、実施する。

2 政策体系

政策評価を体系的に実施するため、厚生労働省が行う行政分野全般について、政策体系を別紙のとおり定める。

3 政策評価の実施方式

政策評価は、政策の特性や評価の目的等に応じて、次の3つの方式を適切に選択して実施する。

また、いずれの方式においても、政策評価を効果的・効率的に実施するため、政策の目的とその手段の関係を明確にするとともに、評価の対象を重点化し、政策評価を実施する時期や把握する政策効果の範囲などは、政策効果の発現時期や政策効果の把握に要するコストなどを勘案して適切に判断する。

(1) 実績評価方式

政策を決定した後、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

(2) 総合評価方式

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式

(3) 事業評価方式

個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方から見て行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式

第4 政策評価の観点に関する事項

政策評価の観点としては、以下の1から5があり、評価の際には、必要性、効率性及び有効性の観点を基本としつつ、評価の対象とする政策の特性等に応

じて公平性、優先性等の観点を用いるなど、総合的に評価を行う。

その際、政策評価の実施方式や評価の対象とする政策の特性等に応じて、評価書等（法第 10 条に規定する評価書及びその要旨をいう。以下同じ。）に政策評価の観点を具体的に記載することにより、実効性の高い評価を行う。また、政策評価の結果を適切に政策に反映することが重要であることから、今後の課題や対応方針・具体的な対応方法等についても、評価書等に記載する。

1 必要性

評価の対象とする政策の目的が国民や社会のニーズ又はより上位の目的に照らして妥当性を有しているか。

行政関与の在り方から見て当該政策を行政が担う必要があるか。

2 効率性

評価の対象とする政策の実施により得られる政策効果が当該政策の実施に要する費用等に見合ったものになっているか。具体的には、次の（1）から（3）までに該当するか。

（1）投入された資源量に見合った効果が得られるか、又は実際に得られているか。

（2）必要な効果がより少ない資源量で得られるものが他にないか。

（3）同一の資源量でより大きな効果が得られるものが他にないか。

3 有効性

評価の対象とする政策の実施により得ようとする政策効果が当該政策の実施により実際に得られているか、又は得られると見込まれるか。

4 公平性

評価の対象とする政策の目的に照らして当該政策の効果の受益や費用の負担が公平に分配されるものになっているか、又は実際に分配されているか。

5 優先性

評価の対象とする政策を他の政策よりも優先的に実施すべきか。

第5 政策効果の把握に関する事項

1 政策効果の把握方法

（1）政策効果の把握については、それに要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮しつつ、EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づ

く政策立案。以下「EBPM」という。)の観点から、政策の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的に行う。

さらに、行政活動そのものや行政活動により提供されたモノやサービスの量・利用結果等を測る「アウトプット指標」だけでなく、行政活動の結果として国民生活や社会経済に及ぼされる変化や影響を測る「アウトカム指標」を設定することを通じて、施策の達成状況をより適切に把握することを基本とする。

(2) 政策効果を定量的に把握することが困難である場合、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合には、できる限り客観的な情報・データや事実を用いつつ、政策効果を定性的に把握する手法を用いる。

(3) 特に、厚生労働行政は、国民生活に密着した幅広い分野を所掌しており、社会のセーフティネットとして機能している政策も多く、政策効果の把握に関する手法等が十分に確立されていない分野も存在することから、具体的に数値等で把握しにくい効果も勘案しながら適正な評価に努める。

(4) EBPM の観点も十分に踏まえつつ、政策効果の把握に有用な情報・データの収集・分析に努める。

2 政策効果の把握に当たっての留意点

政策評価の実施に当たり、評価の対象となる政策に基づく具体的活動の実施主体が地方公共団体をはじめとした厚生労働省以外の多様な実施主体が関わることがあり、政策実現のための手段とその効果との因果関係が複雑な場合もある。

このような場合には、最終的なアウトカム指標に至る前段階として、アウトプット指標や短期的又は中期的なアウトカム指標をあわせて設定すること等により、政策効果を適切に把握するよう努める。

第6 事前評価の実施に関する事項

事前評価の対象とする政策は以下のとおりとし、事業評価方式を基本とする。

1 個々の研究開発

次のいずれかに該当する個々の研究開発(注1)を事前評価の対象とする。

(注1) 人文科学のみに係るものを除く(行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号。以下「令」という。)第3

条第 1 号及び第 2 号参照)。

- (1) 10 億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策
- (2) 10 億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策
- (3) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成 28 年 12 月 21 日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。)に基づき事前評価の対象とされた研究開発

2 個々の公共的な建設の事業

公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業(注 2)であって、次のいずれかに該当するものを事前評価の対象とする。

(注 2) 施設の維持又は修繕に係る事業を除く(令第 3 条第 3 号及び第 4 号参照)。

- (1) 10 億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策
- (2) 10 億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

3 個々の政府開発援助

次のいずれかに該当するものを事前評価の対象とする。

- (1) 無償の資金供与による協力(注 3)
当該資金供与の額が 10 億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策

(注 3) 条約その他の国際約束に基づく技術協力又はこれに密接な関連性を有する事業のための施設(船舶を含む。)の整備(当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。)を目的として行われるものに限る(令第 3 条第 5 号参照)。

- (2) 有償の資金供与による協力(注 4)
当該資金供与の額が 150 億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策

(注4) 資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものであって、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第2号イの規定に基づき外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付けるものに限る（令第3条第5号参照）。

4 規制の新設等を目的とする政策

法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（注5）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更（注6）をすることを目的とする政策を事前評価の対象とする。

(注5) 規制とは、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用（租税、裁判手続、補助金の交付の申請手続その他の行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則（平成19年総務省令第95号。以下「規則」という。）第1条で定めるものに係る作用を除く。）である（令第3条第6号参照）。

(注6) 規制の内容の変更については、提出すべき書類の種類、記載事項又は様式の軽微な変更その他の国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすことが見込まれないものとして規則第2条で定める変更を除く（令第3条第6号参照）。

5 租税特別措置等の新設等を目的とする政策

租税特別措置等（注7）のうち、法人税、法人住民税及び法人事業税の新設、拡充又は延長を目的とする政策を事前評価の対象とする。

(注7) 租税特別措置等の具体的な評価の範囲については、令第3条第7号及び第8号並びに基本方針Iの4のキの規定に従うものとする。

第7 事後評価の実施に関する事項

1 事後評価の対象とする政策及び評価方式

事後評価の対象とする政策及び評価方式については、以下のとおりとする。その他の具体的な事後評価の対象とする政策、評価方式等については、法第7条第1項の規定に基づき、毎年度策定する「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」（以下「実施計画」という。）において定める。

(1) 政策体系に基づき対象とする政策

① 評価の単位

施策目標ごとに評価を行い、評価書等を作成することを原則とする。

② 評価予定（評価時期及び評価方式）の設定

実施計画において、施策目標ごとに、政策の特性や政策の見直し時期等を踏まえて、基本計画の期間中に全ての施策目標について事後評価の実施（以下「ローテーション」という。）ができるよう、概ねの時期及び評価方式を設定する。

③ 評価の対象とする政策

ローテーションで評価を実施するもののほか、以下のアからウまでに該当する場合は原則として事後評価の対象とする。

ア 政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合

イ 次のいずれかに該当し、かつ、当該年度において評価を実施することが適切であると認められる場合

なお、課題の選定及び評価に当たっては、審議会の答申や白書等による分析結果を積極的に活用するように努める。

- a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策
- b 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等

ウ 指標の前年度までの進捗状況の把握（以下「モニタリング」という。）の結果や当該指標の推移により、評価を実施する必要性が生じた場合

④ 評価方式

実績評価方式又は総合評価方式を基本とする（政策の特性や評価の目的等に応じて、適切に選択する。）。

なお、実績評価方式で評価を行う施策目標については、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）の2の規定に従い、施策目標ごとに毎年度、事前分析表を作成・公表する。

⑤ 政策体系及び指標並びに目標値の見直し

各年度の評価結果等を踏まえ、必要に応じて、政策体系及び指標並びに目標値の見直しを行う。この場合において、指標及び目標値については、評価の対象となる政策の性質等に応じ、施策目標との因果関係が明確であり、さらに客観的かつ的確に達成度を測定できるものとなるよう努める。

(2) 研究開発

大綱的指針に基づき事後評価の対象とする。事業評価方式を基本とする。

(3) 公共事業

「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成23年7月7日付健発0707第1号）で定めるところにより事後評価の対象とする。事業評価方式を基本とする。

(4) 規制に係る政策

事前評価を実施した第6の4に規定する規制の新設等を目的とする政策を事後評価の対象とする。事業評価方式を基本とする。

評価を実施する時期は、法令等に見直し条項（一定期間経過後の当該規制の見直しを行う旨の条項をいう。以下同じ。）があるものについてはその見直し時期、法令等に見直し条項がないものについては見直しの周期を設定した時期とする。なお、見直しの周期は最長5年とする。

(5) 租税特別措置等に係る政策

事前評価を実施した第6の5に規定する租税特別措置等の新設等を目的とする政策のうち、適用期間が5年以上の政策を事後評価の対象とする（注8）。事業評価方式を基本とする。

評価を実施する時期は、原則として、事前評価を実施してから3年から5年までの期間を経過する時点とする。恒久的な措置については、直近で事後評価を実施してから3年から5年までに期間を経過する時点とする。

(注8) 既存の租税特別措置等の拡充又は延長の要望に際して事前評価を実施した場合は、事後評価の要素を含んでいることから、改めて事後評価を実施することは要しない。

(6) 法第7条第2項第2号に規定する政策

法第7条第2項第2号に規定する政策決定後5年経過後時点で未着手の政策又は政策決定後10年経過後時点でなお未了の政策を事後評価の対象とする。

当該政策の特性等に応じた評価方式により政策評価を実施する。

(7) (1) から (6) までに掲げるもののほか、複数の施策目標にまたがり、厚生労働省内で分野横断的に実施している政策

総合評価方式を基本とする。

なお、厚生労働省内で分野横断的に実施している政策のうち、各年度に事後評価の対象とする政策については、第8に規定する政策評価に関する有識者会議の意見等を踏まえ、毎年度の実施計画において定める。

2 モニタリングの実施

厚生労働行政全般の実績を明らかにするため、担当部局（個別の政策を所管する大臣官房の各課を含む。以下同じ。）は、各年度開始後、政策統括官（総合政策担当）付政策立案・評価担当参事官室（以下「政策立案・評価担当参事官室」という。）からの指示を受け、施策目標に係る指標（政策体系に基づき事後評価を行う施策目標のうち、実績評価方式による評価を行う施策目標に係る指標に限る。）について、モニタリングを実施する。

第8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

1 学識経験者等の知見の活用に関する基本的な考え方

政策評価の実施に当たって、客観性の確保や多様な意見の反映を図るため、以下の方法等により、学識経験者等の高度の専門性や実践的な知見の活用等を積極的に図るとともに、その活用の状況等を評価書に明記するよう努める。

- (1) 学識経験者等からの個別の意見聴取
- (2) 学識経験者等により構成される検討会、研究会等の開催
- (3) 既存の審議会等の活用
- (4) 外部研究機関等の活用

2 政策評価に関する有識者会議

厚生労働省における政策評価制度、評価方法等について、改善・向上を図るとともに、第7の1(1)に規定する政策体系に基づき対象とする政策に係る評価書（実績評価方式による評価を行う施策目標に係る評価書に限る。以下「実績評価書」という。）及び第7の1(7)に規定する、複数の施策目標にまたがり、厚生労働省内で分野横断的に実施している政策に係る評価書並びに事前分析表に対する評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、有識者からなる「政策評価に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置し、その意見等を聴く。有識者会議の検討事項、構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

3 政策評価に関する有識者会議ワーキンググループ

有識者等の高度の専門性や実践的知見の活用を図る観点から、有識者会議の下に「政策評価に関する有識者会議ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を設置し、その意見等を聴く。ワーキンググループの検討事項、構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

第9 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

1 評価結果の反映

- (1) 評価結果は、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む。）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。
- (2) 政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、政策立案・評価担当参事官室は、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図る。

2 反映状況の報告及び公表

毎年度一回、評価結果の政策への反映状況を公表する。

第10 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公開に関する事項

1 公表内容・方法

基本計画、実施計画、評価書等、事前分析表及び政策評価の結果の政策への反映状況については、厚生労働省ホームページへの掲載等の国民が容易に内容を把握できる方法により公表する。

評価書等の作成に当たっては、政策評価の結果の外部からの検証を可能とすることの重要性を踏まえ、法第10条第1項各号に掲げられている事項（注9）について、わかりやすくかつ具体的に記載する。なお、評価の際に使用したデータ、仮定、外部要因等についても明らかにする。

評価書等、事前分析表及び政策評価の結果の政策への反映状況の公表に当たっては、公表することにより国及び公共の安全を害する情報や個人のプライバシー、企業秘密に関する情報等の取扱いに関し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の考え方に基づき適切に対応する。

- （注9）政策評価の対象とした政策、政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期、政策評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果、学識経験を有する者の知見の活用に関する事項、政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項並びに政策評価の結果

2 有識者会議及びワーキンググループに関する情報の公表

有識者会議及びワーキンググループは、原則として公開するとともに、会議資料及び議事録は、厚生労働省ホームページへの掲載等により公表する。その際、内容の概要を示す資料を作成すること等により、実績評価書及び事前分析表が国民にとって理解しやすいものとなるよう留意する。

概要を示す資料は、施策目標の実現のため、現状把握、課題設定、投入される資源（インプット）、実施される活動（アクティビティ）、活動による実績（アウトプット）及びその結果生じる成果（アウトカム）の間における論理的関係を明らかにすることで、因果関係の適切な分析に資するものとなるよう努める。

3 国民の意見・要望の受付

政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホームページ等において、広く受け付ける。政策立案・評価担当参事官室は、外部からの意見に対して、担当部局と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努める。

第11 政策評価の実施体制に関する事項

個別の政策の担当部局、査定課及び政策立案・評価担当参事官室が、次の役割分担の下、互いに協力、連携をしつつ、有識者会議及びワーキンググループを開催し、政策評価を実施する。

- (1) 担当部局は、自ら又は有識者の活用により、その担当する政策について評価を実施し、部局の取りまとめ課で評価書等及び事前分析表を確認の上、査定課及び政策立案・評価担当参事官室に提出する。また、政策評価の実施により得た政策効果の把握に関する手法等に係る知識や経験を蓄積し、活用する。
- (2) 査定課は、提出された評価書等及び事前分析表を参考に査定又は審査を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に適切に反映する。
- (3) 政策立案・評価担当参事官室は、以下の事務を行う。
 - ① 基本計画、実施計画等の政策評価に関する基本的事項の企画・立案
 - ② 基本計画、実施計画、政策体系の指標のモニタリングの結果、評価書等、事前分析表及び政策評価の結果の政策への反映状況の取りまとめ並びに公表
 - ③ 評価手法の調査、研究及び開発の推進
 - ④ 政策評価を担当する職員の技能向上の推進
 - ⑤ 政策評価に関する情報提供及び助言等を通じた関係部局への支援
 - ⑥ 有識者会議及びワーキンググループに関する庶務

第12 その他政策評価の実施に関し必要な事項

1 政策評価の継続的改善

(1) 政策立案・評価担当参事官室は、担当部局が蓄積した政策評価に関する知識や経験、他府省、地方公共団体等及び外国の状況に関する知識などの政策評価に関する情報を幅広く収集し、政策評価制度全般の改善・充実を図るとともに、担当部局等に対して情報提供を行う。

また、担当部局は、提供された情報や蓄積した知識や経験を踏まえ、政策評価の実施の改善・充実を図る。

(2) 政策効果の把握に関する手法等については、個々の手法についての特性を十分に検証し、知識や経験を蓄積していくとともに、新たな手法の開発や詳細な分析を行うために必要な情報・データの収集に努め、段階的に評価の質の向上を図る。

特に、事前評価については、必要に応じて、又は事前評価の実施後、一定期間が経過したときに、事前評価の評価結果を重点的に検証することにより、政策効果の把握の手法等の調査、研究及び開発を積極的に進める。

(3) 規制の新設等を目的とする政策の評価については、その評価手法の開発に資するため、規制影響分析の実施に一層積極的に取り組む。

2 職員の人材の確保及び資質の向上

政策立案・評価担当参事官室は、収集した政策評価に関する知識や経験等を担当部局等に提供するとともに、政策評価に関する研修の機会を設けるなど、職員の資質の向上を図る。また、職員の人材の確保については、政策評価に必要となる専門的・実務的な知識を得るため、積極的に省内外の人材を活用する。

3 地方公共団体等との連携・協力

政策評価の客観的かつ効率的な実施を図るため、評価の対象となる政策の特性に応じて地方公共団体等と必要な情報や意見の交換を行うなど、地方公共団体等と適切な連携・協力を図る。

4 基本計画の改正

基本計画については、厚生労働行政を取り巻く環境の変化、基本方針の変更、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法等その他政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の成果や動向等を踏まえ、必要に応じて改正を行

う。

5 実施計画、厚生労働省における政策評価実施要領

基本計画に定めるもののほか、厚生労働省が実施する政策評価に関する具体的な評価の実施手順、実施時期等必要な事項は、実施計画及び「厚生労働省における政策評価実施要領」において定める。

第5期基本計画 政策体系(基本目標、施策大目標、施策目標)
令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)

基本目標 I

安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること

- 1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
- 1-2 医療従事者の働き方改革を推進すること

施策大目標2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること

- 2-1 今後の医療需要に見合った医療従事者を質・量両面にわたり確保するとともに、医師等の偏在対策を推進すること

施策大目標3 医療等分野におけるデータの利活用や情報共有等により、利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること

- 3-1 医療等分野におけるデータ利活用や情報共有の推進を図ること
- 3-2 医療安全確保対策の推進を図ること

施策大目標4 国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること

- 4-1 政策医療を向上・均てん化させること

施策大目標5 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること

- 5-1 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延の防止を図ること
- 5-2 感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること

施策大目標6 健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、必要な医療等を確保すること

6-1 難病等の予防・治療等を充実させること

6-2 適正な移植医療を推進すること

6-3 原子爆弾被爆者等を援護すること

施策大目標7 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できるようにすること

7-1 有効性・安全性の高い新医薬品等を迅速に提供できるようにすること

7-2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること

7-3 医薬品の適正使用を推進すること

施策大目標8 安全な血液製剤を安定的に供給すること

8-1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、適正使用を推進し、安全性の向上を図ること

施策大目標9 革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

9-1 革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

施策大目標10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

10-1 データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

10-2 生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること

施策大目標11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること

11-1 新興感染症への対応を含め、地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること

11-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること

11-3 総合的ながん対策を推進すること

施策大目標12 健康危機管理・災害対応力を強化すること

12-1 平時から情報収集を行うとともに、国民の健康等に重大な影響を及ぼす緊急事態の際の情報集約や意思決定を迅速に実施する体制を整備すること

基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策大目標1 食品等の安全性を確保すること

1-1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること

施策大目標2 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること

2-1 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること

施策大目標3 麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること

3-1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること

施策大目標4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること

4-1 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること

施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること

5-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること

基本目標Ⅲ 働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標1 労働条件の確保・改善を図ること

1-1 労働条件の確保・改善を図ること

1-2 最低賃金引上げに向け中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図ること

施策大目標2 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること

2-1 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること

施策大目標3 労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること

3-1 被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付及び特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金の支給を行うこと

3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること

施策大目標4 安定した労使関係等の形成を促進すること

4-1 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること

施策大目標5 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること

5-1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること

基本目標Ⅳ

女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワークライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること

施策大目標1 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、ハラスメント対策、仕事と家庭の両立支援等を推進すること

1-1 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、ハラスメント対策、仕事と家庭の両立支援等を推進すること

施策大目標2 非正規雇用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の雇用の安定及び待遇の改善を図ること

2-1 非正規雇用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の雇用の安定及び待遇の改善を図ること

施策大目標3 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること

3-1 長時間労働の抑制等によるワークライフ・バランスの実現等の働き方改革を着実に実行するとともに、テレワークの定着や多様で柔軟な働き方がしやすい環境整備を図ること

3-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること

施策大目標4 個別労働紛争の解決の促進を図ること

4-1 個別労働紛争の解決の促進を図ること

基本目標V

意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること

1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること

施策大目標2 社会・経済状況の変化に対応しつつ、雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること

2-1 社会・経済状況の変化に対応しつつ、地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること

施策大目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

3-1 高齢者・障害者・若年者や就職氷河期世代・外国人材等の雇用の安定・促進を図ること

施策大目標4 失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと

4-1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること

施策大目標5 求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること

5-1 求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること

基本目標VI

労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策大目標1 経済社会の変化を踏まえ、非正規雇用労働者を含めすべての労働者について、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等を行うこと

1-1 公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること

1-2 技能検定を始めとする職業能力の評価を推進すること

1-3 技能実習制度の適正な運営を推進すること

施策大目標2 個々の特性やニーズに応じた職業能力開発を推進すること

- 2-1 若年者や就職氷河期世代に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること
- 2-2 障害者等の職業能力開発を推進すること

施策大目標3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること

- 3-1 技能継承・振興のための施策を推進すること

基本目標Ⅶ

ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること

施策大目標1 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること

- 1-1 生活保護制度を適正に実施すること
- 1-2 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援を行うことにより、その自立を促進すること
- 1-3 ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること
- 1-4 困難な課題を抱える女性への更なる支援体制の充実を図ること
- 1-5 自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を推進すること

施策大目標2 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること

- 2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること

施策大目標3 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと

- 3-1 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと

基本目標Ⅷ

障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること

施策大目標1	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること
--------	--

- 1-1 障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること
- 1-2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築すること
- 1-3 障害者の雇用を促進すること(基本目標Ⅴ施策目標3-1を参照)

基本目標Ⅸ

高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること

施策大目標1	老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること
--------	------------------------------

- 1-1 国民に信頼される持続可能な公的年金制度等を構築し、適正な事業運営を図ること
- 1-2 高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること

施策大目標2	高齢者の雇用就業を促進すること(基本目標Ⅴ施策目標3-1を参照)
--------	----------------------------------

基本目標Ⅹ

高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策大目標1	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること
--------	---

- 1-1 医療と介護の連携(基本目標Ⅰ施策目標1-1を参照)
- 1-2 高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援すること
- 1-3 総合的な認知症施策を推進すること
- 1-4 介護保険制度の適切な運営を図り、介護分野における生産性の向上等により、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること

基本目標ⅩⅠ 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

施策大目標1 国際社会への参画・貢献を行うこと

- 1-1 国際機関の活動への参画・協力等を通じて、保健・労働等分野において国際社会に貢献すること
- 1-2 開発途上国の人材育成等を通じた国際協力を推進し、連携を強化すること(一部基本目標Ⅵ施策目標1-3参照)

施策大目標2 国際化に対応した施策を推進すること(再掲)

- 2-1 医療の国際展開を推進すること(基本目標Ⅰ施策目標1-1及び9-1を参照)
- 2-2 感染症の発生・まん延の防止等を図ること(基本目標Ⅰ施策目標5-1を参照)
- 2-3 外国人労働者対策を推進すること(基本目標Ⅴ施策目標3-1を参照)

基本目標ⅩⅡ 国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること

施策大目標1 国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること

- 1-1 国立感染症研究所など国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること

施策大目標2 研究を支援する体制を整備すること

- 2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること

基本目標ⅩⅢ 国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること

施策大目標1 デジタル政府・デジタル社会形成に向け、厚生労働分野における情報化を推進すること

- 1-1 行政手続のオンライン化を推進すること

施策大目標2 健康・医療・介護分野の情報化を推進すること

- 2-1 データヘルス改革を推進すること

基本目標ⅩⅣ

国民に信頼される厚生労働行政を実施すること

施策大目標1	業務運営の適正化を図ること
--------	---------------

- 1-1 国民に伝わるように分かりやすく情報を発信するとともに、「国民の声」等を活用して把握した国民ニーズ等を踏まえ、国民目線に立った業務プロセスの改善を図ること
- 1-2 統計改革を推進し、国民や統計ユーザーの視点に立った公的統計を作成するとともに、統計の利活用を通じて、統計の質を向上させること